

## 住宅金融支援機構からのお知らせ

# 【フラット35】S(優良住宅取得支援制度)

## 金利引下げ幅拡大の適用期間終了日のお知らせ

【フラット35】S(優良住宅取得支援制度)の金利引下げ幅拡大の適用については、当初の想定を大きく上回るたくさんのお申し込みをいただき、募集金額に達する状況となってきています。このため、金利引下げ幅拡大の適用期間を当初予定より3か月前倒して終了することとなりました。皆様におかれましてはご理解をいただきますようお願いいたします。

【旧】平成23年12月30日までのお申し込み分について適用



【新】平成23年9月30日までのお申し込み分について適用

※その他の条件等については、変更ありません。

### 【フラット35】S(優良住宅取得支援制度)の金利引下げ幅

|   | 平成23年9月30日までの<br>お申し込み分に適用           | 平成23年10月1日から平成24年3月<br>31日までのお申し込み分に適用(※) |
|---|--------------------------------------|---|
| 【新築住宅・中古住宅共通】【フラット35】S<br>【中古住宅特有の基準】【フラット35】S(中古タイプ) | 当初10年間 年▲1.0%                        | 当初10年間 年▲0.3%                             |
| 【新築住宅・中古住宅共通】【フラット35】S(20年金利引下げタイプ)                   | 当初10年間 年▲1.0%<br>11年目以降20年目まで 年▲0.3% | 当初20年間 年▲0.3%                             |

(※) 平成23年10月1日から平成24年3月31日までにお申し込みいただく【フラット35】S(優良住宅取得支援制度)には募集金額があり、募集金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前にフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。


(注) 【フラット35】S及び【フラット35】S(中古タイプ)の金利引下げ期間は、平成24年3月31日までのお申し込み分について「当初10年間」、平成24年4月1日以後のお申し込み分について「当初5年間」となります。

【フラット35】S(20年金利引下げタイプ)の金利引下げ期間は、平成24年3月31日までのお申し込み分について「当初20年間」、平成24年4月1日以後のお申し込み分について「当初10年間」となります。

www.flat35.com

 住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency  
(旧「住宅金融公庫」)

<住宅金融支援機構お客様コールセンター>

 0570-0860-35  
営業時間 毎日9:00~17:00(祝日、年末年始を除く)

ご利用いただけない場合(IP電話など)は、次の番号へおかけください。

048-615-0420

【フラット35】S(優良住宅取得支援制度)をご利用いただくための住宅の条件については、裏面をご覧ください。

平成23年8月2日現在

# 【フラット35】S (優良住宅取得支援制度)をご利用いただくための住宅の条件

【フラット35】S(優良住宅取得支援制度)をご利用するには、各タイプに該当する基準で①～④のいずれか一つ以上に適合する必要があります。

|         | 【フラット35】S   | 【フラット35】S(中古タイプ)   | 【フラット35】S(20年金利引下げタイプ)   |
|---------|---|--|--|
| 耐震性     | ①耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅または免震建築物                     | ①浴室及び階段に手すりが設置された住宅  | ①耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅  |
| 耐久性・可変性 | ②劣化対策等級3、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅(共同住宅等については、一定の更新対策が必要)   | ②屋内の段差が解消された住宅   | ②長期優良住宅<br>住宅エコポイント対象になるものがあります。(新築住宅に限ります)  |
| バリアフリー性 | ③高齢者等配慮対策等級3以上の住宅                                   | ③二重サッシまたは複層ガラスを使用した住宅  | ③高齢者等配慮対策等級4以上(共同住宅の専用部分は等級3でも可)   |
| 省エネルギー性 | ④省エネルギー対策等級4の住宅<br>住宅エコポイント対象になるものがあります。(新築住宅に限ります) | ④建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅(省エネルギー対策等級2以上)または中古マンションのうち、【フラット35】S(中古タイプ)として登録された住宅 | ④「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「住宅事業建築主の判断の基準」に適合する住宅(一戸建てに限る)<br>住宅エコポイント対象になるものがあります。(新築住宅に限ります) |

住宅エコポイントの詳細については、住宅エコポイント事務局のホームページ(<http://jutaku.eco-points.jp/>)でご確認ください。

上記基準の他、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細については、フラット35サイト([www.flat35.com](http://www.flat35.com))をご覧ください。

《お借り入れに当たっての注意事項》【フラット35】の詳細は、フラット35サイト([www.flat35.com](http://www.flat35.com))にてご確認ください。

●取扱金融機関の審査または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、ローンご利用のご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。●お借入額は建設費または購入価額の100%以内で、上限は8,000万円となります。また、年取等、審査の結果によってはご希望のお借入額までお借り入れできない場合があります。●お借り入れに当たっては、融資手数料が必要で、お客さまのご負担となります。融資手数料は取扱金融機関によって異なります。●お借入金利は資金のお受け取り時の金利が適用されます。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢によりお借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受けていただきます。併せて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査に当たっては、物件検査手数料が必要で、お客さまのご負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者によって異なります。なお、適合証明技術者は中古住宅(【フラット35】S(優良住宅取得支援制度)の物件検査は【フラット35】S(中古タイプ)に限ります。)のみのお取扱いとなります。●お借り入れの対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構(【フラット35(保証型)】の場合は取扱金融機関)を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)はお客さまのご負担となります。●お借り入れの対象となる住宅に火災保険(火災共済を含む。)を付けていただきます。火災保険料はお客さまのご負担となります。●万一の場合に備え、団体信用生命保険に是非ご加入ください。ご加入に当たっては条件があり、【フラット35(買取型)】では特約料はお客さまのご負担となります(【フラット35(保証型)】では、取扱金融機関によって特約料相当額がお借入金利に含まれている場合があります。)。●【フラット35】S(優良住宅取得支援制度)は、住宅ローンのお借り換えの場合にはご利用いただけません。●【フラット35】S(優良住宅取得支援制度)については、取り扱っていない金融機関がありますのでご注意ください。●取扱金融機関の融資金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細の情報は、フラット35サイトでご確認できます。●説明書(パンフレット等)は、取扱金融機関で入手できます。